



労働者の基本権は何処 に—ビルマ軍政下の労働事情

しても、軍事政権は微調整を見せるだけで、状況改善には動かなかった。

さる9月、ミャンマーことビルマの軍事政権がとった非人道的な行為は、世界のブーイングを浴びるところとなった。

しかも、国内で一般的に尊敬を集める僧侶や市民の平和的なデモ行進に銃を水平に向けて発砲、武力で鎮圧するなど論外であった。ビルマ社会の信じがたくも悲惨な状況については、本欄でも報告したことがある(2006年春号)。この国の、推定200万人ともいう強制労働を問題視して、国際労働機関(ILO)が199199年創設以来初めてとなる制裁を発動

た。それには、いわずもがな、現地調査や原資料への接近が不可欠だが、現時点では困難だ。しかし、

昨今、国連安保理におけるビルマ制裁論議が難航したり、当の軍政に民主派との対話を求めている耳をかさず強硬姿勢をくずさぬその背後に、天然ガス、石油資源をめぐる国際的な利害関係があつて、そこに中国、ロシアやインドの姿が垣間見えるにおよんで問題の複雑さも浮上してきた。内政不干涉を外交の柱に、相手国の人権や労働組合権の状況に意を用いない国ぐに絡んでいるのは、マイナス要因の不幸な連鎖と言わねばならない。

本稿では、そのビルマにおける労働基本権や労働事情にもう一度光を当ててみる価値があると考え

た。それには、いわずもがな、現地調査や原資料への接近が不可欠だが、現時点では困難だ。しかし、われわれには、国際労働運動があり、その国際労組総連合(ITUC)の『年次報告書』(注)がある。そして、亡命中のビルマ労組連盟(FITUB)や在外ビルマ人ネットワークなどから入る情報がある。

結論から言えば、筆者の限られた経験則からしても、この国の組合権の状況は、アジア諸国に比べ一層劣悪だといわざるを得ない。ビルマは人口約5000万人、国土は日本の約2倍であつて、国を支配するのは軍事政権である。その名も国家平和発展評議会(S

PD)だ。軍隊は50万といわれ、これが圧倒的多数の国民を支配する構図は変わっていない。そして忘れてならないのは、この軍政が、90年総選挙で圧勝したアウン・サン・スー・チー書記長率いる国民民主連盟(NLD)に政権移譲をしていないことであり、加えて、そのメンバー1100人以上を逮捕・拘留・投獄し、同書記長をこんにちにいるまで自宅軟禁して憚らないことだ。そして亡命中のビルマ労組連盟

ビルマの劣悪な労働事情

● IMF-JC顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF日本事務所に入職以来、IMFと兼務でJC事務局長代理、JC国際局長、JC副議長(国際委員長)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年JC顧問に。日本労働ペンクラブ会員他。主要著書「海外労働アラカルト」他。





労働者の基本権は何処に —ビルマ軍政下の労働事情

(FTUB) や労働団体をすべて禁止し、後に見るように、反政府のテロ集団だとしているのである。

労働法制

こうした状況下、くだんのITUC報告書は、この国の労働法制について、明確な概念を示すのは困難だと指摘している。それも無理はない。ビルマの立法は、①旧イギリス植民地時代のコモン・ロー(慣習法)、②現軍政が権力奪取する以前から残存する法律と、さらに③現軍政が発した法令などが混在していて、整理統合もおぼつかないからだ。



人口5千万人、国土は日本の2倍

無視される結社の自由

労働者にとって基本である「結社の自由」は、民主化挫折の88年に機能停止した「ビルマ憲法(74年)」が、理論上それを認めている。しかし、軍政はILOに向けて、憲法が中断されているため、第87号条約の要件をみたく労働組合をビルマで結成することは法的に不可能だ、などと主張したという。実態は、しかし、軍政がどの法をも超越する軍政令をもって「結社の自由」を自由に規制しているのであるから、愚かな主張としか言いようがない。

また、イギリス時代の法律の多くは改定も廃止もされずそのままに残っている。たとえば「1926年労働組合法」がそれで、長年ILOの批判の対象になってきた。問題点の一つは組合結成のハードルを過度に高くしていることだ。(従業員数の過半数を組織しないと法的に認知されない

い、など)。その後、「64年労働者の基本権と責任に関する法」が施行されたが、26年労組法と部分的に重複する。

ILO結社の自由委員会によれば、26年労組法と64年法とがどう調整されたのかについて質問を寄せているが、回答はきわめて不十分であるという。ちなみに、64年法は単一組合主義を義務付けており、77年改定法もそれを修正していないから、これは第87号条約違反である。

その他にも、「26年労働紛争処理法(66年改定)」の課す規制がある。多くの条項がILO条約違反で当局の権限が最大化されている。つまり労働紛争を一方的に裁判所や労働裁判所に付す権限を当局に与え、スト禁止の公共事業の定義、紛争やストライキの定義、ストの許容される条件などを恣意的に規定し、違反する労働者への厳罰などを規定している。ただし、こうした法規の適用状況も不透明といわれ、ILOも軍政から確たる回答を得ていないという。

優越する軍政令

さらに、国家法秩序回復委員会(従前のジュンタ)が88年9月に、注目すべき「国家法秩序構築機構に関する指令」を發布している。この指令は、「目的が何であれ5人以上で集まることや行進すること」を禁じている。組合結成や民主化運動の封じ込めだ。人も記憶するように、この年、1000人以上が殺害されているのだ。またストライキ指導本部の開設を禁ずるなど、多様な規制を定めている。そして、既存の「1908年非合法結社法」は、組合など非合法組織への加入や関係する会合への参加、資金提供などを、2-3年の禁固刑としている。

ついで発令された「88年結社法」は、すべての団体は内務宗教省に結成許可申請をせねばならないことを定めている。ここにいう団体の定義は非常に細かく、「団体、団体グループ、協会、組合、党、委員会、連盟、クラブなどで、特定の名称の有無にかかわらずなんらかの目的や方針をもつ人びとのグループ」としているのである。団体の非登録など違法行為の処罰は厳しく、最高5年の拘置となる。



労働者の基本権は何処に —ビルマ軍政下の労働事情

まさにILO条約違反である。

ILO結社の自由委員会は、最近軍政への「勧告」のなかで、「現在ミャンマーには結社の自由を遵守し実施する法的基盤を規定する立法が欠落している」と指摘し、軍政がそうした立法を立案し実施するとともに、既述の二つの法を即時廃止するよう求めているのである。

大政翼賛会的組織 法は右に概観したように肌寒いものだが、現場で劣悪労働条件を改善しようと苦闘する労働者は、当局によって逆行行為と同列にあつかわれ、脅迫、暴力行為、殺害などの憂き目に遭うとは、FTUBの情報である。

現軍政が権力を掌握する以前に存在した労働組合はすべて解散させられており、既述したように、自由にして民主的な労働組合はまったく存在しない。あるとすれば、それは地下活動を余儀なくされている。

そしてガス抜きというべきか、労働団体や市民団体の代わりに、軍政は93年「同盟連帯発展協会(USDA)」という上意下達の組

織を立ち上げている。会員約1300万人とは軍政の発表である。

USDAは悪名高い。96年11月、かのアウン・サン・スー・チーさん一行の自動車の車列が、USDAの放ったといわれる暴漢一派に襲われている。ITUC報告によると、彼女はインタビューのなかで、「明らかにわれわれに危害を加えるか殺害することを狙った蛮行だ」とし、USDAを「ナチの茶色のシャツ」になぞらえたのである。

逆にUSDAの指導部はつねにビルマ軍の任務を称え、USDAを「国軍の補佐役」だとしているが、実態はまさに軍事体制維持のための政治的動員にすぎない。いわば大政翼賛会なのだ。

要するに、軍政当局の広範な軍政保安装置は、拘留や拷問などの脅迫をもって、軍政の支配に反対する新たな指導者や独立した団体などが出現せぬよう、日ごろ目を光らせているのである。

労働者監督委員会 04年7月、軍政当局は、従業員100人以上の事業所にはすべて「労働者監督委員会(WSC)」の設置を義務付けた。委員会は、労働者が選出す

ビルマ軍政への抗議デモ



すでに周知のように、ビルマ労組連盟(FTUB)は、91年結成以来亡命を余儀なくされている。それでも同組織は、国内外になんらかの組織機構を維持していると伝えられる。FTUBは、タイで働く150万ビル

マ人の代表で構成するが、議長は事業所の所有主である。月に一度の開催だ。労働者の要求を処理すべきマニュアルが配布され、苦情処理は事業主に行く前に事業所レベルのWSCで審議される。事業所レベルで解決をみないときは、当該自治体のWSCにはかられる。自治体のWSCで交渉が進行中の際、「労働者は、生産活動に支障をきたさぬよう、就業を継続すること」が義務付けられている。その間、事業所内外でのデモは禁じられ、事業主の資産に損害を与える者には「厳しい措置」がとられることになる。

FTUBは余儀なく 亡命へ

マ移住労働者を代表する声として、ITUCの評価を得ているが、同時に、国内では主要な産業部門に地下組織を維持し、主要都市で活動しているという。たとえば、労働者の権利侵害の証拠を集め、団体交渉権の拒否や強制労働の証拠集めやモニターを行い、ILOや国際労働運動に連絡を入れている。メンバーで逮捕者も出るが、その命運についてはもう記す必要もあるまい。

軍政のプロパガンダ装置や外交筋は、たえずFTUBへの攻撃を続けており、同組織を「追放されたテロリスト集団」だと決め付けて非合法団体に指定している。かつての国際自由労連(ICFTU)をも、FTUBにテロ行為を指示



労働者の基本権は何処に —ビルマ軍政下の労働事情

する組織だと非難したのであった。

ちなみに、F T U Bのマウン・マウン書記長がビルマを脱出したのは、88年の民主化挫折のときで、民主労働運動にコミットしていたためであった。彼は常々軍政当局の非難を浴びてきた。それもテロのリーダーであり、爆破や暗殺など暴力行為の首謀者だというのである。また労働省の幹部は、彼がILOを欺き、ビルマ制裁の原因を作った張本人だとしている。

海員たちの立場

海外の風に触れる海員たちは、軍政にとつてもう一つの要注意グループである。

彼らにはビルマ海員組合(SUB)があり、正式に国際産別、国際運輸労連(ITF)に加盟している。SUBは、外国籍の船舶、とくに便宜置籍船(FOC)に乗船するビルマ人海員の利益擁護を目的としている。海員が外国籍船舶での就業許可を得るにはラングーン在の民間海運エージェン트에賃金の3か月分を納入せねばならない。そして労働契約は軍政の海員雇用管理局(SECD)の認可

を得なければならないのである。

さらに雇用条件として、SECD幹部らによる講座への出席を義務付けられ、SUBやITFとは距離を置くよう口頭で警告を受ける。ひとたび便宜置籍船に乗船したら、劣悪な労働条件に苦情を申し立てることは禁じられる。海外でSUBやITFに助けを求めたり支援を受けた海員はことごとく報復されてきた。その罰則は多様であり、投獄、賃金差し押さえ、労働許可証の停止、ブラックリストへの編入などで、二度と海員として海外には出られなくなるのである。



ビルマの鉄道車中

ある。

望まれる実効的措置

右に見たようなビルマの状況に對し、ITUCに代表される国際労働運動も多様な行動をとってきた。

その一つに、日本労組参加のもと、ビルマに事業展開をする多国籍企業をリストアップし、事業や投資を撤回するよう働きかけるキャンペーンがある。現在大小430社がリストされ、撤収やリンク解消を要請する書簡が送られている。

もちろん、多国籍企業の中には、ビルマで事業展開することは、現地に雇用を創出し貧困からの脱却に寄与するのであるから、なんらやましいことはないし強弁する向きもある。しかしそれは軍政のみを潤す行為ではない、とはITUCの論点である。

すなわち、先に述べた多数労働者の強制労働や、労組基本権の蹂躪、少数民族虐待や民主派の拘留・拷問・投獄、はては殺害などを慣わしとする軍政を相手にせずして、事業の認可は受けられず、

軍政やそのクローニー(縁故者)との事業協力なくしては、現地でのビジネスが成り立たないという黒い現実を認識するとき、真に社会的責任を重視する企業であるならば、身の処し方に迷いはあるまい。

執筆中に、さすがに相互内政不干渉を標榜する東南アジア諸国連合(ASEAN)も、加盟国ビルマの軍政に「強い懸念」を示しはじめた。またITUCと欧州労連(ETUC)とはEUにたいし、隠れた武器輸出の禁止を含め、さらなる対ビルマ制裁措置をとるよう申し入れ、EUが動いた。こうした「行動」こそがビルマ国民を支援励ますのだ。

ビルマの最大援助国として民主国家から批判の目で見られてきた日本は、年間予算約30億円を計上しているというが、さてこれをどうするであろうか。

(注) ITUC

<http://survey07.ituc-csi.org/>
(本稿はこのサイトに負うところが大きい。)

(2007年10月15日記)